

(H24. 09)

※注：本業務規程(例)は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条において準用する第二十二条に基づき作成されたものです。

業務規程(例)

【区分1～39】

平成〇〇年〇〇月

登録調査機関

〇〇〇〇

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務規程は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成2年法律第30号。以下「法」という。)第39条において準用する同法第22条第1項の規定に基づき、調査業務の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(調査業務実施の基本方針)

第2条 調査業務は、法令の定めによるほか、この業務規程で定めるところにより、迅速、的確かつ公正に実施するものとする。

第2章 調査業務の区分

(調査業務の区分)

第3条 調査業務を行う区分は、次のとおりとする。

- ① 区分○
- ② 区分○○

第3章 調査業務を行う時間及び休日に関する事項

(調査業務を行う時間及び休日)

第4条 調査業務を行う時間は、原則、休日以外の午前〇〇から〇〇まで及び午後〇〇から午後〇〇までとする。ただし、本登録調査機関の代表者が別に定める日にあつては、この限りではない。

2 (例1) 前項の休日は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日とする。

(例2) 前項の休日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日とする。

第4章 調査業務の実施の方法に関する事項

(調査業務)

第5条 調査業務は、調査業務指導者及び調査業務実施者がこれを実施する。

(調査業務指導者)

第6条 調査業務のうち、業務の管理、調査報告の校閲及び検認、調査業務実施者に対する指導、監督及び管理並びに特許庁担当者との連絡調整は、調査業務指導者が行う。

2 調査業務指導者は、自ら調査業務を行うことができる区分について、業務の管理、調査報告の校閲及び検認、調査業務実施者に対する指導、監督及び管理並びに特許庁担当者との連絡調整を行うことができる。

(調査業務実施者)

第7条 調査業務のうち、調査作業、調査報告の作成、審査官等への対話説明は、調査業務実施者が行う。

2 調査業務実施者は、調査業務指導者から再調査の指示があった場合は、その指示に従う。

(調査業務に関する特許庁の指示等)

第8条 調査業務は、特許庁の指示した日程に従って行う。

2 調査業務は、特許庁の示す仕様書に従って行う。

3 調査業務指導者及び調査業務実施者は、調査業務について特許庁の指示があった場合は、その指示に従う。

(調査報告)

第9条 調査報告の作成は、特許庁指定の様式に従って行う。

2 調査報告には、調査業務指導者の検認を必要とする。

第5章 調査業務の適正な実施のために必要な事項

(調査業務を行わない特許出願)

第10条 本登録調査機関は、次の各号の一に該当する特許出願について調査業務を行わないものとする。

(1) 本登録調査機関が出願した、又は譲渡を受けた特許出願

(2) 本登録調査機関の子会社が出願した、又は譲渡を受けた特許出願

(3) 本登録調査機関又はその子会社が、出願等の代理をしている、又は代理した特許出願

(調査業務指導者及び調査業務実施者の除斥)

第11条 調査業務指導者は、次の各号の一に該当するときは、当該特許出願に係る調査業務を行ってはならないものとする。

(1) 調査業務指導者又はその三親等以内の親族が、当該特許出願の発明者、出願人又は代理人であるとき。

(2) 調査業務指導者が、当該特許出願の出願人である法人等又は当該法人等の親会社若しくは子会社から出向し、又は過去2年間に在職したことがあるとき。

(3) 調査業務指導者が、当該特許出願について利害関係を有するとき。

(4) その他、業務の公正な実施を妨げ、又は妨げるおそれのあるとき。

2 調査業務実施者は、次の各号の一に該当するときは、当該特許出願に係る調査業務を行ってはならないものとする。ただし、(2)のみに該当し、技術の専門性等のため代替しうる者がいない場合において本登録調査機関の代表者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 調査業務実施者又はその三親等以内の親族が、当該特許出願の発明者、出願人又は代理人であるとき。

(2) 調査業務実施者が、当該特許出願の出願人である法人等又は当該法人等の親会社若しくは子会社から出向し、又は過去2年間に在職したことがあるとき。

(3) 調査業務実施者が、当該特許出願について利害関係を有するとき。

(4) その他、業務の公正な実施を妨げ、又は妨げるおそれのあるとき。

第6章 調査業務実施者の選任及び解任に関する事項

(調査業務実施者の選任)

第12条 本登録調査機関の代表者は、調査業務の区分ごとに、調査業務実施者を選任する。

(調査業務指導者の選任)

第13条 本登録調査機関の代表者は、調査業務の区分ごとに調査業務実施者から調査業務指導者を選任する。

(調査業務指導者の条件)

第14条 調査業務指導者は、調査報告の校閲及び検認を行う能力、調査業務実施者に必要な指導、監督及び管理を行う能力並びに特許庁担当者との連絡

調整を行う能力を有する者でなければならない。

(調査業務指導者又は調査業務実施者の解任)

第15条 本登録調査機関の代表者は、調査業務指導者又は調査業務実施者が次の各号の一に該当するときは、その調査業務指導者又は調査業務実施者を解任するものとする。

- (1) 特許法等関係法令の規定に違反したとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他調査業務指導者又は調査業務実施者として不適切な行為をしたとき。
- (3) 心身の故障のため、職務を執行できないとき。
- (4) その他代表者が必要と認めるとき。

(調査業務指導者及び調査業務実施者の届出)

第16条 本登録調査機関の代表者は、調査業務指導者又は調査業務実施者の選任及び解任に際して、次の事項を特許庁に遅滞なく届け出るものとする。

- (1) 選任又は解任した調査業務指導者又は調査業務実施者の氏名及び略歴(略歴は選任した場合のみ)
- (2) 選任又は解任した年月日
- (3) 選任又は解任の理由
- (4) 調査業務指導者及び調査業務実施者を選任又は解任した調査業務の区分

第7章 調査業務に関する帳簿、書類及び資料の保存に関する事項

(帳簿の作成)

第17条 本登録調査機関は、帳簿を備え、調査業務に関する事項を記載する。

2 帳簿は、各月ごとに作成する。

3 帳簿には、各月において調査業務を行った特許出願の件数を記載する。

(帳簿等の保存期間)

第18条 次の各号に掲げるものの保存期間は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 帳簿
調査業務を廃止するまで
- (2) 調査報告の写し(電磁的記録により作成されたものを含む)
特許庁に調査報告の引渡しを終了した日から1年間

(帳簿等の保存及び破棄の方法)

第19条 前条各号に掲げるものの保存は、確実かつ秘密の漏れることのない方法としなくてはならない。

2 前条各号に掲げるものの破棄は、復元することのできない方法により行う。

第8章 調査業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

(秘密の保持等)

第20条 本登録調査機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、調査業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 前項に規定する事項を担保するため、本登録調査機関は、責任を持って適切に調査業務実施者の選任を行うとともに、秘密保持等のための体制その他について定めた内部規程を定める。

3 役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は前項の内部規程を遵守しなければならない。

4 第2項の内部規程は、特許庁に届け出るものとする。また、当該内部規程について特許庁の指示があった場合は、その指示に従う。

第9章 財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項

(財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法)

第21条 本登録調査機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(以下「財務諸表等」という。)を作成し、5年間本登録調査機関に備え置くものとする。

2 本登録調査機関は、特許出願人その他の利害関係人から、本登録調査機関の業務時間内に、次に掲げる請求があった場合、当該請求に応じなければならない。

(1)財務諸表等の閲覧又は謄写の請求

(2)財務諸表等の謄本又は抄本の請求

(3)財務諸表等の電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に出力する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(4)財務諸表等の電磁的記録に記録された事項を、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通

じて受信者の使用に係る電子計算機に送信する方法により提供することの請求若しくは磁気ディスクその他のこれに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物に記録し、かつ、これを交付する方法により提供することの請求又は当該事項を表示した書面の請求

- 3 本登録調査機関は、前項各号の請求をする者に、本登録調査機関が定める閲覧関係請求書に必要事項を記載し、提出を請求しなければならない。
- 4 本登録調査機関は、第2項の請求をする者に、実費を勘案して別に定める費用を請求することができる。

第10章 その他調査業務に関し必要な事項

(内部監査)

第22条 調査業務が適正に行われていることについて検査するため、内部監査を定期的に実施する。

(財務及びセキュリティ調査)

第23条 特許庁が本登録調査機関に対して財務調査又はセキュリティ調査を行う際は、これに協力する。

(外部監査)

第24条 財務諸表の信頼性を担保するために、外部監査人による会計監査を行うものとする。

(実施細則)

第25条 この規程に定めるもののほか、調査業務を実施するために必要な細則は本登録調査機関の代表者が別に定める。

附則

この規程は、特許庁長官の認可のあった日から施行する。